

平成29年度定期監査(10)監査結果報告書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項および第4項の規定により、平成29年度定期監査(10)を実施したので、同条第9項および第10項の規定に基づき下記のとおり監査結果を報告する。

記

1 概要

実施時期

平成29年12月18日から平成30年4月24日までの間において実日数10日間

方針

平成29年度練馬区監査基本計画に基づき、平成28年度の事務事業が法令等に基づき適正に行われているか、経済性、効率性および有効性の観点から適切に執行されているか等を検証した。

ア 一般的・共通留意事項

- (ア) 現金（収納金、資金前渡金等）、郵券等の金券類の保管および取扱いが適正に行われているか。
- (イ) 予算の執行が計画的かつ効率的に行われているか。
- (ウ) 業務委託等の仕様書の記述が明確で内容に過不足がなく、それに基づき実施される業務の履行確認が十分に行われているか。成果について確認が行われているか。
- (エ) 非常勤職員等の勤務管理が適切に行われているか。
- (オ) 行政財産および物品について、適正な事務処理のもとに管理が行われ、有効に活用されているか。歳入の確保に向けた取組が行われているか。
- (カ) 個人情報について適正な管理が行われ、関連事務における必要な改善が図られているか。
- (キ) 「練馬区施設管理マニュアル」（平成22年11月総務部施設管理課）に基づいた施設管理が行われているか。
- (ク) 携帯電話の利用状況について定期的に点検しているか。事業者により付与されたポイントを有効活用しているか。また「練馬区情報セキュリティ対策基準」（平成20年3月31日付け19練企情第1686号）に基づき携帯電話を適正に管理しているか。

イ 重点事項

- (ア) 準公金について、「練馬区準公金管理ガイドライン」（平成25年11月21日付け25練会第434号）に基づき、現金・預金が適正に管理され、

自己検査が行われているか。

- (イ) 契約事務が規則等に従い適正に行われているか。「契約事務の適正な執行について（通知）」（平成 27 年 5 月 25 日付け 27 練総経第 132 号）が遵守されているか。
- (ウ) 財政援助団体等（補助金交付団体、出資団体、指定管理者）の担当部署において、補助金等が要綱、協定書等に基づき交付され、その履行確認が報告書等により適切に行われているか。団体等に対する指導監督が適切に行われているか。

対象部課等

ア 環境部

- (ア) 環境課
- (イ) みどり推進課
- (ウ) 清掃リサイクル課
- (エ) 練馬清掃事務所
- (オ) 石神井清掃事務所

イ 都市整備部

- (ア) 市計画課
- (イ) 交通企画課
- (ウ) まちづくり推進課
- (エ) 東部地域まちづくり課
- (オ) 西部地域まちづくり課
- (カ) 新宿線・外環沿線まちづくり課
- (キ) 大江戸線延伸推進課
- (ク) 住宅課
- (ケ) 開発調整課
- (コ) 建築課
- (サ) 建築審査課

ウ 土木部

- (ア) 管理課
- (イ) 道路公園課
- (ウ) 維持保全担当課（以下の施設を含む。）
 - ・西部土木出張所、南大泉材料置場
 - ・東部公園出張所、夏の雲公園
- (エ) 計画課
- (オ) 特定道路課
- (カ) 交通安全課

2 監査結果

適正に行われていた。

なお、今回の監査に際して以下のとおり意見を付す。

3 意見

土木部交通安全課における物品売払に係る契約事務の執行について

交通安全課では、駅前等に放置され、撤去した自転車および原動機付自転車（以下「自転車等」という。）のうち、保管期間内に所有者が引き取らなかったものを不用品として売却している。

この売却事務において、区が平成28年5月から平成28年8月までの間に売却契約の相手方に引き渡した3,060台の自転車等分の売却代金が納付されず、訴訟手続きに基づく債権差押を行ったものの752万7,057円が未回収となった。監査実施期間直前の平成29年12月12日には、売却を担当した職員および上司の懲戒処分が公表された。

区が買取事業者と締結した物品売払契約約款第2条および練馬区契約事務規則（昭和39年9月規則第6号）第47条によれば、売却代金と自転車等の引渡の時期について、売却代金は自転車等の引渡しの時までに完納させなければならないこととなっている。

しかしながら、公表後に実施した監査の結果、先に自転車等を買取業者に引き渡し、後から売却代金を請求し、納付させていたことを確認した。また、平成28年4月および5月に引渡した自転車等の売却代金については、7月になってから買取業者にをまとめて請求するなど、請求手続きが遅延していたことも確認した。その結果、売却代金については、一部を債権差押により回収したものの、現在も752万7,057円が未回収となっている。

こうした事態となった要因としては、事務の引継ぎに際し、起案および仕様書に履行の手順が記載されていなかったことと相まって、従来の処理をそのまま反映し、関連する規程、契約約款等を確認することなく処理していたことがあげられる。また、そうした事務処理の適正性や事務処理の進捗管理について、いくつかの処理段階において管理監督者のチェック機能が働いていなかったことがあげられる。

については、前例踏襲を改め、根拠となる規程、手引、契約約款等、事務処理の根拠の確認を徹底し、事務処理のチェックリストによる進捗管理に組織をあげて取り組まれない。最後に、未収金の回収に最大限に努めるとともに、適正な事務執行に努められたい。